



第八卷 第一號

大正十二年一月一日發行

(通卷第二十九號)

研 究

莊 民 の 生 活

——特に伊賀黒田庄に關して——

文 學 士 中 村 直 勝

—

莊園の研究——それは我國史上に於ける重なる研究題目の一であり、殊に中世史研究者の必ず指を染めなければならぬ問題ではあるが、しかも研究の完成は容易な事ではない。ゾルレンの問題でなくして、ザインの問題である。國家が法規によりて規定したものではなく、自然に發達した制度の問題であ

るだけに、百種百般の沿革變遷を有するから、理想的に言へば、あらゆる場合を研究して初めて一の結論に達し得るのである。一二の場合を以て總體を概観するには餘りに特異性の多いものである。従つて未だ充分の効果を得不いのは當然であらねばならない。加ふるに、一の莊園に關しても、莊園の成立とか、傳統とか、租税の關係とか言ふ外面的の事の外に、莊園内の生活とか、莊園内の文敎とか言ふ内面的の方面をも觀察する必要がある。これ一の莊園だけに就ても、其研究が容易でない所以である。而して今私がこゝに敢て筆を執るに至つた研究の對象の如きも、決して莊園全般の考察でもなく、また莊園の成立・傳領等でもない、單にある一莊園内の莊民の生活を記述するにすぎない事を豫めお斷りして置きたい、研究の結果ではない、結果に到達する道程の一齣にすぎない。

二

私は今こゝに莊園内に生活する莊民の状態に就て記さうとするに際して、その單なる一例として東大寺領伊賀國黒田庄を選び出したのは、他の理由があるからではない。去大正九年の春まだ寒い頃、三浦博士に隨つて南都東大寺に滞在し、其所藏さるゝ巨萬の史料を根本的に採訪した事があつた。東大寺の文書に對しては從來と雖も度々採訪されて居つた様であつたけれども、斷簡零墨に到るまで悉く採訪すると言つた風の事は、私の知つて居る限りでは、その時が最初の企であつた、その後、東大寺の同意を

得て我京都帝國大學に於て、それを總べて影寫し、整理分類をして居る。私はその影寫本の校正に際して、再び東大寺文書に接するの機會を得たので、これを熟讀する事が出來た。これ私がこゝに黒田庄を携出した理由である。

幾多の莊園に關する史料は累積されて居つても、それは多くの場合に於て、賣買、讓渡の如き權利關係のために殘されたものであるか、さもなければ、何等の聯絡さへ見出せないやうな單なる文書にすぎない場合が多い、それらの史料が前後相關聯して殘されて居る事は極めて少い事であり、しかも莊園の内面を物語るやうな史料が保存さるゝ事は稀有と言つてもよい。然るに黒田庄に關する史料に到つては讓與、賣買と言つた外面的のものよりも、其莊園内の生活を窺知するに足るべきものが——それは多く案文であるけれども——纏つて保存されて居つた事は、少くとも私に取つては興味のあるものである。今後もし東寺領の若狹多良保庄等に手を附ける事が出來たならば、相比較して啓發さるゝ所が多いたらうと思ふ。

三

東大寺領伊賀國黒田庄に關しては、既に故文學士谷森饒男氏が研究を發表された、それは史學雜誌第三十編第十一號に「伊賀國に於ける王朝時代の東大寺領」と題して收められて居るので、さうした方面の

事に關して茲に再説する必要を認めないのであるが、たゞ單に私の所論を進めて行く便宜上、極めて概略ながら、成立、田數、官物所役の事を一瞥しやうと思ふ。

抑々黒田庄が東大寺領となつた由來に關しては、天平勝寶三年四月一日の勅施入によると主張して居るけれども(註一)、それに關する原文は未だ發見されない、天平勝寶七年十二月廿八日孝謙天皇勅施入文によれば、名張郡板蠟柚一處を施入されて居り、これは恐らく黒田柚の一部であらうと思はれる事と、天平二十年十一月十九日の舍宅及墾田賣買券以來、柘植郷には東大寺の寺領が漸次増加した事とから推して、何れ其時代に買得したか開墾したものであらうけれども、聖武帝勅施入の土地であると言ふ事は現在の史料の限りでは、積極的に確認する事は出來ない。

それはともかくとして、もと單に二十五町八段百八十歩の廣袤を有し河を以て東境とした黒田庄は近衛・後白河天皇の頃預所覺仁の時には河を越えて河東にも及び數百町の公田を押取して之を出作と號し、數百家の公民を掠領して之を作人と稱し、段別三斗の官物以下の所當を遁避し、雜事を對捍するに及んだ(註二)。在廳官人は之を訴へて、本庄百姓□□渡作河東、號出作、似有其謂、河東居住之輩而耕作河東之公田者、云居地、云作田、以何理號出作哉と言つて居るのは尤の次第である。之に對する寺家の陳狀によると、舊河を以て東堺としたのであるけれども、件の河は近來洪水のために西山の方に移つた、それ故に河道が變移したのである、されば新河を以て東堺とする事は理論に合はないと言つて居るが(註三)

大低の場合、かうした訴陳の番へられた際に、曲は權勢の方にある様に思はれる。更に預所僧覺仁は國司交替の際に乗じて軍兵三百餘人を構へ、保司俊方を追ひ出して殺害を加へんとし、以て國領であつた築瀨保を押領し、更に北杣の湯船・玉瀧の兩村をも強奪してしまつた。かくして得たる土地は黒田出作百七十一町六反三百歩、同矢河條五十六町七反二百五十歩、同中村條百十七町九反二百三十歩、同夏見條四十町四反六十歩、築瀨條六十町五反卅歩等約五六百町歩以上の耕作地を獲得したのであつて(註四)、その他に大屋戸村・薦生庄・笠間庄等を含めて之を黒田庄と總稱し、鞆田庄・藏部里・湯船庄・玉瀧庄以下の總稱である玉瀧庄を北杣と稱したるに對し、南杣と稱したのであつた。それば黒田庄は東大寺領中では最も重要なものゝ一つであつて、「當伽藍者、封戸庄園、昔雖遍五畿七道、纔所殘寺領、今在二三ヶ國、其中以伊賀國名張郡黒田庄、所修法此法事、支萬事也、因茲梵宇不傾、法輪久輪」(註五)、と言へるは、愁狀の常として多少の誇張はあるにしても、正直なる告白であらうし、「彼庄本田之外、號出作新庄者、寺家自元、依寄得地主券契、八十人杣工等、以此地爲居處、永被免國役、一向勤來寺役」(註六)、と言つて居るのは、在廳官人の解狀を詐僞なりと主張する必要からであつたにしても、かゝる強辯を敢てする必要があつたのであらう。

註一 天仁二年九月二十六日辨官勘狀案中に含まる、康和二年八月十二日賜東大寺宣旨と稱するもの以下。 註二

保元元年十二月日東大寺三綱陳狀案、應保二年五月二十二日左辨宮下文。 註三 保元元年十二月日東大寺三綱陳狀

案。 註四 應保二年五月二十二日左辨官下文、寺家證文註文斷簡、黒田庄出作註文(後缺)等參取。 註五 安元

元年十二月日東大寺衆徒訴狀案。 註六 養和元年八月十八日間註記。

四

如此して殆んど名張郡一圓を覆うた黒田庄は、源平時代から鎌倉初期に入ると、出作とか新庄とかと國領との堺相論とか、所當官物の未進懈怠とか言ふ事は問題とするに足らぬ程、完全に東大寺領になつてしまつたのである。所謂、寺家一圓進止の土地となつてしまつた。さればこゝに於て初めて吾人の注意は、莊民の生活に注がるゝ餘祐を得るに至つたがその前に豫め莊民及び莊司の事に就いて一言して置く必要がある。

私がこゝに言ふ莊民とは、歐洲中世期の敎會領内に於ける農民が半獨立のものであつたのと比較して少しく違つて居るものであつて、完全なる獨立の民であつた。例へば養和元年八月十八日の鳥羽院應下文の中に「東大寺領黒田庄本免廿五町の外の加納田に於ては、公田の率法に准すべきの由、數代の宣旨明鏡なり、而して平民の公田は反別に五斗を濟すべきであるから、寺領中でも公田に准すべき田は反別五斗を徵すべきであるけれども、院の御庄の例に准じて反別三斗の見米を濟すべきである」と言ふ事を言つて居り、應保二年五月廿二日の左辨官下文もまた前記の鳥羽院應下文を引用して「庄内百姓等、於

耕作公田號出作者、今辨濟反別三斗官物於國庫、令勤仕雜役於庄家、居住公領而令耕作公田之輩者、令辨濟反別三斗官物於國庫、可勤仕國役」と言つて、出作に住居する百姓と然らざる公田の百姓との差は庄家の雜役に應ずるか、國役を勤仕するかの差であつて、共に反別三斗の官物を國庫に納むべきを言つて居る。但し一般の公田を耕作する百姓の官物は反別五斗であるけれども、院領に准じて反別三斗に減せられたのであるから、寺領内の百姓は、一般公田の百姓と少しも變つた所はないのであつて、これ即ち莊民なるものは本來獨立自活の百姓であると考へた理由である。而してこれらの莊民の多くは、中門・法華兩堂の寄人と稱し、兎角、寺役を難澁するものがあつて、承安五年には其寄人の名を停止せしめんとしたが其效はなかつた。また中には神人と稱し、黃衣を着用して祭禮の時に神輿のお供もした人々もあつた、これは寛元年中には廿人を員數としたのであつたが、其後漸次減少して文永二年には十人を以て定數とする事とし、臨時の課役は免除されたのである(註一)。殆んど同様の目的のために成立したと思はるゝ寄人と神人とが、一方は其弊に堪へかねて其名を廢したに對して、他方は漸次減少を來し、多少寺家より保護を加へねばならなかつた事は、年代の差異によるのみは斷せられない。之を證明すべき材料を有たない私は、之に對して何等かの説明を加ふべきを慎まなければならないが、もし想像の翼を擴げる事が許さるゝなら、寄人の方は「難濟有限所當、對桿抽役雜事、勤好惡行」(註二)と言はるゝ通り不當なる利益を私せんために莊民中の下級のものが好んで加入した仲間であつたらうし、神人の方は、

莊民中の有資産者階級とも言つた人々が組織した組合であつて、神輿に供奉すると言ふ相當の義務を負はされて居つたものである上に、莊内一般の空氣が悪化して、此種の比較的隱健な人々の階級が漸次惡黨のために犯され、社會的に下降し、没落したのではあるまいか。

次に黒田庄には如何なる庄司があつたかと言ふに、黒田庄は、此時代の莊園としては珍らしく、地頭が補任されて居ない、全く武家の色彩が少しも加へられて居ないのである。従つて庄司の如きものも、公家側の色調を帯びて居る様に思はれるものである。

まづ第一に番頭と言ふのがある。これはもと古老の百姓中より器量の仁を撰んで任命するものであつたが(註三)、其制が亂れ勝になつたものだから、終に下司に命じて、下司の進止として其器量を計らしめ(註四)、下司の名によりて其補任狀を出さしめたのである(註五)。一名を執行番頭とも言つて居つて、年預五師の命を奉じて莊民の取締に當つたものである(註六)。然るに殆んど同様の職務を有したものに沙汰人があつた(註七)。もと江新大夫貞定なるものが寺家に對して忠功を致せしによりて庄官に補せられたのであつたが、其子孫が沙汰人として永く續いて居つた、初任の時には引出物として脇百姓から反別七十文以下を納めしめ得る權能を附與されたものであるが(註八)、番頭が莊民の中より選ばれたに對して、これは寺家より任命されたものであつた、番頭は其人々々によるものであつたに對して沙汰人は、其家の職であつた前者は世襲でないが、後者は世襲であつた所に相違點がある様である。其他公文、下司、刀稱

等の一般莊園に見ゆる普通の庄司や頭領、專當等があつたけれども、別に記載する程でもない。

註一 文永二年十一月二十七日年預定置案、後缺年預所下文。 註二 承安五年五月二十三日黒田庄々官等解狀案。

註三 承久二年六月日東大寺政所下文。 註四 同上。 註五 元仁二年卯月十八日下司大江某署名補任狀。

註六 嘉曆三年二月十八日年預政所下文案。 註七 延元元年年預政所下文案。 註八 弘安十年十月日和興狀

案。

五

莊民の生活を觀察しやうとして、其の輪廓とでも言つた風な事に可なりの紙敷を費した私の筆に警告を發して、さうした脇道に外れる事を矯正しやう。

扱伊賀黒田庄とし言へば、何人も史上有名な伊賀の悪黨の名を想起するであらう。その悪黨の本場であるだけに、悪黨退治は可なりな事件であつた、しかし此悪黨なるものが如何なる悪行を敢てしたか。

それは東大寺から指した悪黨であつて、「土民の身でありながら、重色の寺用を闕如するために、寺領は荒廢し、恒例の御願は退轉に及ぶ」(註一)、とか、「華嚴・法華兩大會、轉害會等の神事佛事一向斷絶に及ぶとか」(註二)、或は「寺家雜掌の居所に亂入し、其身を追捕し、衣裳を剝取」(註三)、等の事もあり、或は二階堂御領深野名に對して種々の謀作を構へて亂暴を敢てしたりもし(註四)、當國近國の諸人の所領を押領し

時には寺門の下知と稱して謀書を以て士民を惱し、或は累祖の墓を發き、強賊、夜討、放火、殺害等の重罪をも犯したのであつて、族盜・山賊の名は舉國中に謳歌せられた程でもあつた(註五)。がしかし、彼等が悪黨の名を冠せられたがために、一層其の悪行を張行したのであると言ふ事を元徳二年十月日の東大寺衆徒訴狀案に記して居るのは、確かに半面の眞理を穿つた觀察であつて、随分甚しい狼籍亂暴をやつて居るやうであるけれども、寺家がこれを武家の力を借りて退治しやうとするとき等に際して、惣庄の士民等が彼等に同心して、武家及寺家の使勤を阻止しやうとした事等(註六)を見ると、それは惡黨の後難を恐れたと言ふよりも、寧ろ所謂惡黨に與した方が、寺家の誅求によりて苦めらるゝよりも遙かに有利であつたためであらうと思はれる。

惡黨の中で最も著しいものは越後房觀俊、同舍弟伊賀房覺舜、覺舜の甥金王兵衛尉盛俊、烏帽子子青蓮寺七郎入道父子、道願、佛念、清高等であつて、何れも鎌倉期の最後の頃に活躍したやうであるけれども弘安九年には既に清定、康直、清直等の惡黨が出て大和國八峰山并伊賀國黒田坂にて強盜を、伊賀國霧生にて夜討を、黒田・鏡瀬兩庄にて放火をすると言ふ悪行をやつて居るのであつて、此種惡黨の起原は可なり古い事であらう。此時寺家からは諸國山賊以下夜討強盜等の大犯は皆武家の成敗なりとする規定(註七)及び弘安三年二月三日六波羅下知狀に従ひて、本所一圓地たりと雖も、此法規によりて平均に沙汰さるべきであるとして、彼等惡黨征伐の事を粟田大納言家及び伊賀國御家人武藤國光等に訴訟を提

出したのであるが、六波羅は「本所の沙汰たるべし」と言ふ裁許狀を興へた(註八)。それはまだ武家の力は少しも加へられなかつたのである。

然るに越後房や伊賀房の悪行は、應長頃かち日に随つて興り、到底、寺家や公家の手では鎮壓する事が出来なくなつたので、終に武家の力に依らねばならなかつた、而して其ために御使服部右衛門太郎入道持法及び守護代平常茂が常に遣はされて居るけれども、彼等に添ふるに近江國守護代佐々木三郎左衛門尉範綱、柘植二郎左衛門尉等に命じて黒田庄に到り、悪黨の據れる城柵を破却せしめた事さへあつたが(註九)。さすがの悪黨も武士の腕には敵しないから、忽ちにして退散した。がしかし此使者が引上げると同時に悪黨は直ちに歸來して庄内に住居し、重ねて城柵を構へ、悪行狼籍を改めやうとしなかつた。されば此時に同行した佐々木範綱は、「他國遠所の御使の沙汰は、盡くる期あるべからず、其國の守護地頭御家人を以て嚴密の沙汰致さるべきである」と言つて、他國の者が鎮壓に赴く事を免せられたいと願つて居る(註十)のも、尤もな次第である。

折角他國の守護まで遣はした鎮壓も其效を奏しなかつたが、其後とても、服部右衛門太郎入道持法、守護代平常茂は近隣の地頭御家人等を催して悪黨退治に出かけて居る。悪黨の方では常に使者入部の時には、既に途電したと言つて其姿を見せない、使者歸去の後に再び還任する有様で、使者の入部はたゞ一時彼等を追ふにすぎなかつた、されば寺家よりは、向後は庄内に經廻し得ない様に、彼等の住宅を焼

拂ふのみならず、彼等を隠匿せる縁者の居宅をも焼失せしめられん事を願つて居るが(註十二)、また一方武家側の使者も、彼等の提出した請文には悪黨はすべて逐電したとか、城櫛破壊、住宅焼却と記して居るけれども、果して其通りにやつたか否やは頗る疑はしい、とかく故障を稱へて入部を濫り勝ちたらしく年預五師からは「使勤故障之上者、以代官遂其勤之條、定法也」と言ふ催促が服部持法に宛てゝ出されたり、六波羅からは嘉曆二年十一月十二日守護代や持法に宛てゝ、「使者無沙汰之所致也」と言つて再び城櫛を破却せしめ、逐電の輩は在所を尋搜して其身を召捕らしめ、今月中に散狀を致すべしとさへ嚴命を下した。

一方に於て悪黨退治はなかくに埒が明かないものだから、東大寺の衆徒等も大に激昂し、悪黨の縁者並びに之を扶持せしものは共に其咎免れ能はざるものであるから、注文の交名に任せ其縁者をも嚴重に召出されん事を要求するに至つたが(註十二)、これ又何等の効果をも舉げ得ないの言ふまでもない。しかし、終には覺舜以下の輩も召出され、裁判の結果、配流さるゝ事になつたが、其沙汰の最中に彼等は本國に逃げ下り、縁者等と與力同心して更に悪行を恣にし、神人爲時の如きはために殺害されてしまつた(註十三)。其後覺舜、清高、道願以下は朝廷の判決のまゝに備後、備中、但馬、丹後、因幡等に流罪に處せられたのであつたが、國々の預人は彼等の賄路のために放免すると言ふ結果を來した(註十四)。そこで衆徒はまた正應年中以來の大訴、守護として、使節として十數度の御教書を成さるゝと雖も一向其

效なきは、一に守護緩怠の結果であつて、守護が悪黨に同心したり、御使が彼等の賄路に就くか、或は彼等の猛威に恐れて入部せざるためであると言つて、籠直憲法の御使者を派遣されたいとか、武家の御下知は嚴密であるけれども、守護や御使が御教書の旨を改めるのであると言つて(註十五)、守護を攻撃するに至つた。前後が缺けて何年のものかを決定する事が出来ないが、衆徒の訴狀案の中に、六波羅から悪黨人を寺家の手によつて召進むべし、然らざれば新に地頭を補せらるべしと通知し來つたに對して「雜堪事也……所詮、於守護并持法者、不日被處罪科、至惡黨人等者、悉可被召誠者哉」と記して居るのは、多分此頃、幕府も五月蠅いから地頭を補すべき事を以て、威嚇したのであらう。

かうした悪黨の業蹟を記して行く事は限りのない事であり、紙面を濫費するばかりであるから、南北兩朝が對立した建武三年の頃に、悪黨の一部は叡山に參候して、後醍醐天皇に御同心申上げ、其後も吉野に款を通じて居つたのであるが、足利幕府が仁木義長を伊賀國守護に任命したので、彼等も終に請文を奉つて、守護の命に隨う事となつたが(註十六)、かうした悪黨にも、兩朝の對立は好都合な現象であつた事を附記して、筆を改めやう。

註一 正安二年四月日東大寺衆徒再訴狀。

註二 嘉曆三年十月日東大寺衆徒訴狀案。

註三 缺年號伊賀守護代

請文案。

註四 正和元年十二月日二階堂御領深野名預所僧連信代有賢訴狀。

註五 弘安九年十月日及び應長二

年三月日東大寺衆徒訴狀案。

註六 嘉曆二年六月日東大寺衆徒再訴狀案。

註七 貞永式目第三條。

註八

弘安九年十月日東大寺衆徒訴狀案。

註九 元亨四年二月二十日兩六波羅御教書案。

註十 元亨四年五月二日佐

々木範綱請文案。

註十一 嘉曆二年六月日東大寺衆徒再訴狀案以下。

註十二 同年九月日東大寺衆徒訴狀案。

註十三 嘉曆三年十月日同右、及び新編追加百十七參看。

註十四 元徳二年三月日同右。

註十五 同年六月日

同年七月日、同年十月日同右。

註十六 曆應三年卯月、及八月日年預五師訴狀案。

六

所謂惡黨なるものが、如何なる意味の惡黨であつたらうかと言ふ事に就いては、既にも記した如く寺家より見たる惡黨であつて、莊民より見たる惡黨ではなかつた事は勿論であるけれども、さりとてまた莊民のための保護者であつた程の良民でもなかつた、神人爲時を黒田坂に於て殺害したり、御輿所善力法師を打擲刃傷せしめたりして居るのを見ると、やはり惡黨の惡は、惡源太の惡で「強い」と言ふ意味かも知れないが、惡黨の名に相應しいやうな人々であつたに相違ない。國法を破り、寺命に背き、社會の秩序を破壊する人々であつた。彼等の多くが僧名を有する事から推して見ると、一種の惡僧であつたと見なければならぬ、僧兵の亞流であつたらう。

然らば如此き惡僧が如何にして伊賀國に發生したかに關しては、之を決定すべき史料を有たないから斷言する事は出来ないが、平安朝時代以來の宿弊であつた國司の無能、税法の不備に加ふるに寺領の享

有する諸種の特權に附け込んだ浮浪人は、多く寺領に遁入した、寺院自らも彼等浪人を招集して未墾地の開發に従事せしめ、以て寺領の増加を企てたのである(註一)。されば武家の時代に及んでも、其世態は改るべくもない、或は權門勢家領内に於ては、其權勢によりて守護の下知に背くものも出來たらうし(註二)。又中には地頭等が自己の非違を遂げんために、故意に惡黨を其所領内に籠置くものもあつた位で(註三)ある。されば特に伊賀國だけに惡黨の居つたと言ふ譯では勿論あるまい、たゞ黒田庄は東大寺として、最も重色な寺領であつたために、特に惡黨に荒さるゝ事を恐れて、激しく争つたから、格別に名高くなつたのであらう。而して私は此種の惡黨を以て、大體に於て、もとからの住民が、社會的・經濟的の理由によつて、惡化したものではなく、浪人の遁入の結果生じたものと見やうと思ふのである。

註一 醍醐寺要錄所收長承元年九月二十三日左辨官下文に、越前大野郡牛原庄を浪人によりて開發せしめた事を記して居るのは、一例である。 註二 新編追加百〇二條正嘉二年九月二十一日鎌倉幕府御教書。 註三 同第百〇四條

寛元四年十二月七日鎌倉幕府御教書。

七

最後に此莊園内に於ける一般莊民の生活の一面を觀察する事としたいが、それは自ら彼等の窮狀及びそれに對する救濟の兩條に分けられる。

莊園内の百姓が、決して幸福なる生活を送り得たとは考へられない。彼等の身柄こそ自由の民であるけれども、日常の生活は、寺家よりの苛誅と、庄司の壓迫とのために常に脅かされて居つた事は勿論である。乞ふその實例を嘉暦元年七月日の黒田庄の柚工伴未支の後家安倍三子の愁狀に就いて聞け。

名張郡矢川條字鹿臥にある田一反は、もと大春日重時の所領であつたけれども、柚工伴未支に對する負物の代として未支の手に傳へられ、其後安倍三子に處分せられ、數十年來耕作して居つたが、時の下司江八郎貞成は之を押領してしまつた、御庄威猛第一の者たる下司貞成に對して、纔かに御庄の一柚工の妻たる安倍三子の事であるから、爲ん方なく黙止して居つたけれども、何分にも三子は此田地よりの収入を以て、薪工の役を勤仕しなければならない身であつて、貧弊に堪へられないからと言つて、相傳譜代の理に任せて此土地を自分の手に戻るやうに裁斷に預りたいと申して居る。

自己の所有する唯一の相傳地として、僅かに畠一反しか有たなかつた紀光行は、終に此最後の土地をも質に入れて三乃律師御房良叡から壹石五斗を借請けたのであるが、しかも其利子さへ支拂へなく、追年倍増するので、終に此土地を流してしまはなければならなかつた(註一)。庄園の一般として、決して珍らしい例とは言はないけれども、所在に數多くある事だからと言つて之を見捨て、通る事も出来ない。窮民は何時の時代、如何なる土地に於ても其跡を絶たないものではあるけれども、さうした窮民の一人でも見る時に、何等の救濟方法を考慮しないで、無關心であり得る人はあるまい。

元久二年七月日東大寺衆徒寄進狀によれば、黒田本庄及び出作等に散在する右馬允平康及びそれに縁座せし人々の所領田畠は、康兼等國威を假り寺領を押妨せしかば其身を庄内より追放したので、空しく荒廢に歸せんとするから、八幡宮に寄進し奉ると言つて居る。後缺無年紀の鶴女の申狀によれば、先祖相傳の私領を繼母に掠取られたが、それを念佛衆が再び押妨し、知行して居ると言つて居る。これらは殘されたる片鱗であつて、これから全豹を窺ふ事が許さるゝならば、やはり黒田庄内にも、神社又は寺院を中心とした莊民の互助共濟機關として、念佛講又は頼母子講があつたものと推定し得るのである。此種の制度は、鎌倉末には可なりの範圍にまで普及して居つたものであつたから、黒田庄に於ても、追放人の所領を神領とするとか、念佛衆が土地を知行するとか言ふのは、恐らく、殆んど他の場合と同様か又は之に近似した救濟組織があつたのであらうと思ふ。

また玉瀧、鞆田、横山、湯船、内保を五ヶ柚又は五ヶ庄と言つて往古以來一味の約諾をし、憂喜を共にする事を規定して居つた。これは殆んど同様の種類の庄園が聯合して、他庄からの亂暴狼籍に對抗し之を防いだものであつて、「五」の文字を用ゐた所は、偶然か將た故意に五ヶ庄を選んだかは分明でないが、注意を惹くに足る組織であつた、文保元年の秋近江國池原瀧法師及び村百姓與一大夫入道なる者が黒田庄北杣山に亂入し、内保庄の百姓に打擲刃傷を加へ、八幡宮神人清内以下の所持品を奪取した、それに對して、内保庄は舊諾に隨つて玉瀧庄、鞆田庄以下に向つて五庄の一味與力を請求したけれども、玉

瀧庄以下は應じなかつた、されば内保庄は事の仔細を東大寺に訴へたから、年預は玉瀧以下に「且存先規一味之同好、且任寺門一同下知、殊可致與力之旨」を傳へた(註二)。ところ、靱田庄沙汰人は之に對して、「自往古、五ヶ一同好者、雖勿論事い、去正和三年閏三月八日、靱田庄與並河合庄、依堺相論、靱田庄神人忽ニ被殺害い了、尤五ヶ一同可沙汰候處ニ、雖再三催觸い、餘庄不同一與力仕い間、靱田庄乍成恨御寺訴申、雖及武家御沙汰、干今不蒙御成敗候……今内保庄、其時者不同心仕、如此申候條、無其謂候」(第三)と言つて、與力せない理由を明示して居る。これでは折角の五ヶ庄一味與同の精神が、何等の實現を見ない事になつてしまつたやうであるが、しかし、近隣數庄が一味同心して他からの壓迫に抗争しやうとする精神は、吾人に何物かの暗示を與へるものであつて、輕々に看過すべきではない。

註一 永仁六年三月十八日記光行、乙女進署質流券。

註二 文保元年十月二日年預政所下文案。

註三 同年十

二月二十三日靱田庄公文書狀。

八

黒田庄に關する私の貧弱なる觀察は以上の如きものであるが、多くの庄園が、大底の場合隣郷との堺相論に日を費して居つたのに反して、本庄は惡黨退治の事によりて著しい特異性を示した事と、地頭の如き、武家の土地に對する權利者はなく、全く文字通り寺家一圓の知行地であつた事とは、本庄の特徴

であつた。而して其黒田庄が、隣莊との交渉、本所との關係、莊民の生活との推移の間に、彼等の生命財産を保全し、彼等の生活をより平穩ならしめんがために、自ら多數の力によりて事を行はんとする思想を醸成し、更に進んで、彼等莊民の自衛策として一種の自治制の萌芽が胚胎せられて居つた事とは、近世期並に最近世期の研究者にも興味ある史實であつたらうが、更に、國家より獨立し、國衛使の入部は勿論、守護使の入部さへ峻拒し得た社寺領が、鎌倉時代以來、漸次社寺の社會的勢力失墜に原因し、寺家一圓知行地の惡黨を自己の力によりて鎮壓する事が出來なく、武家の力を借らなければならなくなつた事を見るべき、社寺の勢力が結局は武家又は民衆の手に奪はるべきものである事を豫言し得ないだらうか。社寺はやはり政界に雄飛すべき運命のものではなかつた、政權はやがて實力——腕力のある武家又は民衆の掌に握らるべきであつた。

附記。右の一篇は去大正十一年七月一日の史學研究會例會に報告した草稿を、書き改めたものであつて、未完成のものである事を、再び御断り申したい。(大正十一・十二・十三)